

平成 2 7 年第 1 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第1回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成27年1月26日(月)午後1時30分から午後4時30分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 木村 和男	2番 邊見 勝寿	3番 高橋 建一
4番 三浦 淳子	5番 伊藤 恵子	6番 鈴木 幸博
7番 後藤 幸太郎	8番 遊佐 恭一	9番 伊藤 雄一
10番 菅原 都	11番 佐藤 清	12番 久道 雄悦
13番 柳田 政喜	14番 内藤 千鶴子	15番 菅原 勝一
16番 佐々木 裕一	17番 鈴木 龍一	18番 大崎 幸信
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用賃借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について
- 5 農用地の形状変更届け出について
- 6 非農地証明願について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 美里町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議について
- 第5号議案 下限面積(別段の面積)の設定について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成27年1月事業報告について
2. 平成27年2月事業予定について
3. その他

- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 笠原 良隆  
事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局

それでは、ただいまより平成27年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となりまして議事を整理させていただきますので、会長よりお願い申し上げます。

議長

それでは、これより第1回美里町農業委員会総会を開きます。

本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立をしております。

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名をいたします。

11番佐藤清委員、14番内藤千鶴子委員のお二方をお願い申し上げます。

続きまして、次第の4番、報告事項に入ります。

1番、農家相談日について、1月6日に開催された農家相談について担当の委員の方より報告をお願いいたします。

遊佐委員

報告事項1について、報告を行った。

議長

ご苦労さまでございました。

続きまして、2番、使用貸借権の合意解約による通知について、事務局より説明願います。

事務局 報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 続きまして、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より報告願います。

事務局 報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、報告事項5番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告願います。

事務局 報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。  
  
以上、農用地の形状変更届出についての報告を終わります。また、農地保全委員会でも現地調査をしてございますので、報告方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。  
1月15日に保全委員会にて現地確認調査を行っております。保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長  
(菅原(勝)委員) 保全委員会は、今月から内藤委員、佐々木委員、そして委員長ということで私菅原が担当いたしました。1月15日、渡邊会長、大友職務代理、笠原事務局長、菊地次長、この7人で現地調査を行いました。  
  
形状変更の番号1から12については、現地は青生地区の鳴瀬川の左岸、県道涌谷三本木線沿いに位置しており、大崎市の志田橋の橋梁工事の現場から発生した発生土を活用しており、工事の進捗状況に合わせ、一時盛り土を高めにし、埋戻しが始まる頃に一時高めにした盛り土を切り下げて最終的には計画通りにするというものです。

我々が現地調査のために訪れた頃には、予定より早く切り下げ作業入っておりました。ここは将来的に園芸ハウスと契約栽培作物を作付する大規模な野菜団地となる予定です。規模が大きいため、農業委員会としては完了するまで定期的に現地を観察する必要があると考えますが、しっかりとした将来計画があることから、許可相当と見てきました。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、報告事項の6番、非農地証明願について、事務局より報告いただきます。

事務局

報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った。

以上、非農地証明願についての説明を終わります。なお、農地保全委員会で現地調査をしておりますので、報告のほうをよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

続きまして、1月15日の保全委員会での現地確認調査の結果について、保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長

それでは、報告します。

(菅原(勝)委員)

非農地証明願の番号1について、現地は平針地区の遠田橋付近に位置しており、現状は宅地でございます。非農地となって20年以上経過していることから、現地確認後、証明するよう事務局に指示いたしました。

番号2については、現地は荻塚地区に位置しており、現況は土地改良法に基づく事業により、農地が農地でなくなった雑種地でございます。平成26年12月22日に分筆登記され、面積も確定したことにより、現地確認後、証明するよう事務局に指示いたしました。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございます。

以上、報告事項6件について報告いただきました。不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ、報告事項を終了し、5番の議事に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、続きまして5番、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、事務局より説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第3条第2項各号の照らし合わせにつきましては、お手元にございます農地法第3条調書により、全ての農地で該当しませんが、なおかつお目通しのほどよろしく願います。

以上、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についての説明を終わります。

議長

それでは、第1号議案について審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ、採決に入ります。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、第2号議案について審議に入ります。

議案番号1番から35番のうち、議案番号10番から33番の24議案を除いた11議案について審議いたします。質問ございませんか。

議長

(質問、意見なし)

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案番号1番から9番、25番から35番の……。失礼しました、ちょっと休憩します。(2:34)

失礼いたしました。再開をいたします。(2:35)

議案番号1番から9番、34番、35番の11議案について採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いします。

議長

(委員全員の挙手を確認)

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号10番から33番までの24議案を審議いたしますが、会議規則13条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

休憩をいたします。(2:36)

議長

再開をいたします。(2:36)

議案番号10番から33番までを審議いたしますが、議案番号10番を除いた23議案について審議をいたします。ご意見ございませんか。3番高橋委員。

高橋委員

28番ですけれども、譲渡人のほうで5アール残っているんですけれども、これは21年の改正前には耕作地の所有制限があったわけなんですけど、そのことをこのところの農業委員会として執行しなかったものですから、こ



のように5アールが残ったものと判断しております。そしてそれが耕作放棄地につながる恐れがあります。ですから、今後はこういう小面積も含めて、必ず貸すときは一括で利用権を結んでいただきたいと思います。

議長 高橋委員、今の質問ですが、畑地の5アール残ったということですね。

高橋委員 そうそうそう。それも含めて利用権を結んでいただきたいと。

議長 事務局、答弁いいですか。

事務局 ただいまの3番高橋委員の質問にお答えします。

高橋委員の言うように、全部の農地を利用権設定できればベストだと思えますけれども、受ける方が田んぼのみという部分で、今回の再設定ではありませんけれども利用権の申請をされました。それにつきましては関係団体と協議しまして、その分をどうするかというふうな部分の意見を踏まえて今後対処したいと考えてございます。以上でございます。

議長 3番高橋委員。

高橋委員 今の事務局の話はわかるんですけども、この方は 地区でも借りておいて、小面積を借りたいために耕作放棄地になっておったという事例もあるものですから、なおさら農協のほうとそういうことのないように利用権を結んでいただきたいと思います。

議長 そのほか、ございませんか。4番三浦委員。

三浦委員 議案番号26についてなんですけれども、 さんの再設定のほうで貸付地の記載がないんですけれども。

議長 事務局、お願いします。

事務局 4番三浦委員さんの質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、この26番の譲渡人の方につきましては借入地のところになっていますが、欄がずれてしまいました。どうも申しわけございませ

んでした。

議長 議案番号26番の さんの経営状況で、借入地130アールとなっ  
ているところは貸付地のほうの間違いでございますので、借入地を削除して、  
貸付地のほうに130アールというふうに訂正を願います。

そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。6番鈴木委員。

鈴木(幸)委員 21番、同じようなものなんですけれども、利用権、これ新規じゃなくて  
再設定なんですか。貸付地に面積がないというのはちょっとおかしいか  
なと思うんですが、再設定であれば、この辺はどうなんですか。この人の経  
営内容わからないんですが、2丁8反の畑を借りてということですよ。そ  
の辺。経営状況も。

あとは、再設定なので、借入地のほうにも数字があってもいいのではない  
かと思うんですが。

議長 ちょっと休憩をいたします。(2:42)

議長 再開をいたします。(2:42)  
事務局、答弁お願いします。

事務局 6番委員さんのご質問にお答えいたします。  
ここも先ほどの4番委員さんと同じように、譲受人の さん、借入  
地のほうが282……。  
済みません、もう一回休憩をお願いします。

議長 休憩をいたします。(2:43)

議長 再開をいたします。(2:57)  
先ほど6番鈴木委員より質問いただきました議案番号20番、21番につ  
いて、事務局より経営状況について、確認した状況について答弁願います。

事務局 まず、番号21のほうですけれども、 さん、自作地のほうですね、  
356アールの田んぼ、そして借入地として282、借入地のほうでしたの  
で、これを移動のほうをお願いします。

鈴木(幸)委員 経営内容について、さっきハウスといていたので、畑があるのかなと思  
って。

事務局 現地は畑なんです、台帳上は田ということです。

鈴木(幸)委員 田ですね。 はい、わかりました。

議長 ありがとうございます。  
そのほか、質問ございませんか。  
(質問、意見なし)  
なければ、採決に入ってよろしいですか。  
(はいとの声あり)  
それでは、議案番号10番を除いた23議案について採決をいたします。  
賛成の方の挙手を求めます。  
  
(委員全員の挙手を確認)  
ありがとうございます。全員賛成と認めます。  
続きまして、議案番号11番について審議をいたしますが、会議規則13  
条により13番柳田委員の退席を求めます。  
  
休憩いたします。(2:58)  
  
再開いたします。(2:58)  
それでは、議案番号11番について審議をいたします。ご意見ございませ  
んか。  
(なしとの声あり)  
なしということでございますので、採決に入ってよろしいですか。  
(はいとの声あり)  
それでは、議案番号11番について採決いたします。賛成の方の挙手を求  
めます。  
(委員全員の挙手を確認)  
ありがとうございます。全員賛成と認めます。  
  
休憩をいたします。(3:00)

再開をいたします。(3:01)

以上で第2号議案35議案全て原案どおり許可することとして、町長に報告をいたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

以上3件につきまして、農地保全委員会でも現地調査をしておりますので、報告をよろしくお願います。

議長

ありがとうございます。

3号議案につきまして、保全委員会で現地の確認調査をしております。委員長より調査結果について報告をいただきます。

保全委員長

報告いたします。

(菅原(勝)委員)

第3号議案の番号1から3については、現地は南小牛田 地域で、東北本線の西側、牛飼三区運動広場の北側に位置しております。

近年までは農作物を作付けしておりましたが、現在は保全管理の農地であります。転用目的は太陽光ソーラーシステム設置ですが、農地の状況は良好であり、隣接地との境界ははっきりしており、なおかつ都市計画区域の準工業地帯でもあります。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当を見てまいりました。

以上、報告といたします。

議長

ありがとうございました。

事務局より補足がございます。事務局、説明願います。

事務局

皆様のお手元に白黒写真があると思いますが、そこに農地法第5条の議案番号1から3が記載しております。東北本線に近いところが C 発電所、そしてその西側がB発電所、そしてA発電所というふうに、農地が3つ並んでいるところに今回転用の申請がありまして、太陽光パネルを設置するというような内容になってございます。これは土地だと西側から東側ですね、

はずしたということになります。この場所に太陽光が設置になりますので、補足の説明をさせていただきました。以上で終わります。

議長

それでは、第3号議案について説明と報告がありました。ただいまより審議に入ります。ご意見ございませんか。6番鈴木委員。

鈴木(幸)委員

これは太陽光の発電ということなのですが、この白黒の写真を見る限り、ここに水路があるということで、大分きれいに水が流れているような感じがするのですが、実はこの前農地パトロールの段階でその土地の中の土が水路に入っていた状況がありましたんですが、この土地に関してこの上に土盛りとか何とかして、きちんとこの辺は境界を、崩れないようにそういった処置とか何とかして工事の中で検討されているのかどうか。この水路にいろんなものが入らないように、そういった面で工事業者と確認がとってあるのかどうかということがまず1点。

あと、対価等で用地費で200万円となっているのは、これもあくまでも約10アールの田んぼの土地の値段ということで理解してよろしいか、それとも土盛りとか何とかした上での用地としての値段なのかということをお聞きしたいと思います。

議長

それでは、隣接の用水路の管理に支障がない工事なのか、それから土盛りをする工事になるか。それから、200万円については土地の売買値段と理解していいのか、以上の3点について事務局、お願いします。

事務局

それでは、6番鈴木委員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、用地費として200万円計上されているということですが、これは用地の取得費につきまして3カ所とも200万円を基本としてございます。

それから、2つ目のご質問でございますが、今度は用地費を除いた金額の中に造成費等が含まれているかどうかという質問と解釈いたしますが、土地の造成費を含むということで計画がなされたものと。ただ、断面図が出されていないので、どの程度の高さにするかというちょっと不明な部分はありますけれども、基本的には余り高くしないで、もし凹凸があればそこを直すというふうな計画だというふうにお話は伺っております。その関係で、余り高くしない計画ですので、以前に農地パトロールをしたときのような太陽光設

置した箇所のように土砂が流出するというおそれは少ないのかなとは思われますが、ここも水路があるわけですので、流出等がまずないような施工、あるいは流出等が確認された場合は土砂を上げるような細かな指導をするようにしたいと考えてございます。

以上でございます。

議長

鈴木委員、よろしいですか。

鈴木(幸)委員

はい。

議長

そのほか、ございませんか。

(質問、意見なし)

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

ありがとうございます。全員賛成でございますので、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

続きまして、第4号議案、美里町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

今、事務局より説明ございましたが、1月23日までの提出の途中経過の分ということで、この表の数字についてはご理解いただきたいというふうに思います。最終的には1月30日をもって事務局が2月の総会で再度この申

請人名簿については皆様のもとに提出をさせていただくというふうに思います。

ここで休憩をとって、既に名簿が地区毎に置いてありますので、休憩を挟んで確認されたいというふうに思います。はい、13番柳田委員。

柳田委員 前もだったと思うんですけども、今年度だけじゃなく前年度何人だったかという増減もお願いいたします。

議長 どのくらい減っているかということですか。

柳田委員 そうです。

議長 去年の確定したものと比較をしたいということですね。  
それでは、あの時計で40分まで休憩をいたします。(3:20)

議長 それでは、再開をいたします。(3:42)  
第4号議案、美里町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議について、先ほど事務局から説明ございましたが、補足の説明をしたいということでございますので、事務局より補足の説明をお願いいたします。

事務局 では、事務局より補足の説明をいたします。  
ただいま20分ほど休憩をとっていただきまして、皆様それぞれ申請書をご確認されたと思いますけれども、今ある分はその分でございます。あと、これにつきましては先ほどもお話し申し上げましたが、1月31日現在の数字を2月になってから選挙管理委員会に報告しなければなりませんけれども、それとあわせて先ほど要望がありました昨年のデータ、上のほうに何も書いていない、今回の第4号議案と同じ一覧表がございます。これが3月31日現在の数字となります。農業委員会としては1月31日現在のものを2月になってから選挙管理委員会に報告しなければなりません、その後用地の権利移動があったり、転出されたりして、数字が変わってございます。きょうお示した資料も、1月23日現在、これを1月31日現在のものを2月になってから選挙管理委員会に報告、そして権利移動、あとはテシヨク等の様子を見ながら、加除をしながら、3月31日に確定するわけですが、それが先ほどお渡しした数字となります。これは昨年のごとし、3月31日現

在と1月23日現在という部分での開きはありますけれども、一応参考という部分で見えていただければと思います。

今後の流れとしてはこのようになりますけれども、ただし来月の総会ときには1月31日現在で選挙管理委員会に報告した数字はお示しいたします。ただ、そのお示しした後の権利移動等関係、転出関係で数字が減って、3月31日現在で数字が固まって、それをことしの4月の選挙に反映させるというふうなものになります。

事務局のほうからは以上とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。

今、事務局より補足の説明がございましたが、まだこの選挙人の名簿の数字については動く余地はあるということでございます。どうしても先ほど閲覧していただいた名簿でおかしいという部分がございますら、今月の末までに事務局のほうに申し出ていただいて、調整のほどお願いをいたしたいというふうに思います。

こういうことでの上程で、議案第4号、美里町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議について採決をしたいと思いますがよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第4号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

ありがとうございます。全員賛成でございます。選挙管理委員会へ1月末の数字をもって報告をさせていただきます。

続きまして、第5号議案、下限面積(別段の面積)の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございます。

それでは、第5号議案について審議いたします。ご意見ございませんか。



(質問、意見なし)

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

それでは、第5号議案、下限面積(別段の面積)の設定についてを採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

ありがとうございます。全員賛成と認め、下限面積(別段の面積)は変更なしとして、現行どおり50アールということに決定をいたします。

以上で、議事の一切を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第1回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成27年1月26日

会 長 .....

署名委員 11番 .....

署名委員 14番 .....